

安八郡広域連合

☎ 63・2050

65歳以上の方(第1号被保険者)の 新しい介護保険料が決定しました

介護保険料基準月額は **5,400 円**です。

介護保険料は、今後3年間でどのような介護サービスがどれくらい必要となるかを推計して3年ごとに見直されます。

高齢化が進み、介護サービスの利用者や利用料が増大している現状などを考慮して、平成27年度から3年間の介護保険料が決定しました。

介護保険の財源

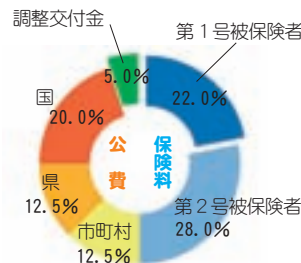
介護サービスに必要な費用は、40歳以上の方が納める保険料と、国・県・町の「公費(税金)」の半々でまかなわれています。

保険料の50%は、40～64歳の「第2号被保険者」が28%を、残りの22%を65歳以上の「第1号被保険者」が負担することとされています。

基準額の決まり方

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{安八郡広域連合で必要な} \\ \text{介護サービスの総費用} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{65歳以上の方の} \\ \text{負担分(22\%)} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{安八郡広域連合内に住む} \\ \text{65歳以上の方の人数} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{安八郡広域連合の保険料 基準月額 5,400 円 (年額 64,800 円)} \\ \hline \end{array}$$

* 保険料は、基準額をもとに決められますが、所得により異なります。



所得段階	町民税		対象となる方	調整率	保険料	
	本人	世帯			月額	年額
第1段階	非課税	非課税	生活保護受給の方・老齢福祉年金受給の方 年金収入額+所得金額80万円以下の方	×0.45	2,400円	28,800円
第2段階			前年の所得金額と 年金収入額の合計	×0.75	4,100円	49,200円
第3段階				×0.75	4,100円	49,200円
第4段階				×0.90	4,900円	58,800円
第5段階				×1.00	5,400円	64,800円
第6段階	課税	課税	前年の合計所得金額	×1.20	6,500円	78,000円
第7段階				×1.30	7,000円	84,000円
第8段階				×1.50	8,100円	97,200円
第9段階				×1.70	9,200円	110,400円

(月額は100円未満を四捨五入して計算しています。)

※低所得者の保険料を軽減するため公費が補填され、第1段階の保険料基準額に対する割合は、0.5から0.45に引き下げられています。

保健センター

☎ 64・3775

愛の献血にご協力を

日時 4月6日(月)

午前9時30分～正午

場所 役場庁舎1階ロビー

皆さまのご協力をお願いします。

越美山系砂防事務所 総務課

☎ 0585・22・2161

「里山探検隊」隊員募集

揖斐川上流域の山間部で生活されている人々の暮らしや文化にふれてみませんか?

活動予定

第1回 6月17日(水)

「揖斐川筋における大規模災害・

里山生活体験から学ぶ」

第2回 8月5日(水)

「環境に配慮した砂防施設見学・

徳山ダムを船で探検」

第3回 10月28日(水)

「根尾川筋における土砂・地震災害から学ぶ」

※予備日 11月11日(水)

問い合わせ先

越美山系砂防事務所 総務課

ホームページ <http://www.cbr.mlit.go.jp/etsumi/>

国土交通省木曽川上流河川事務所

☎ 058・251・1326

よりよい川づくりのため 河川愛護モニター募集

河川整備や利用、河川環境に関する地域の皆さまの要望を十分に把握するとともに、河川愛護思想の普及啓発を図るため、河川愛護モニターを募集(5月22日締切)します。

ホームページ

<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/index.html>

休館日のご案内

(4月1日～5月15日)

◇中央公民館 4月6日(月)・13日(月)・20日(月)・27日(月)
☎ 64・4343 5月7日(木)・11日(月)

◇総合体育館 4月6日(月)・13日(月)・20日(月)・27日(月)
☎ 64・5585 5月11日(月)

◇勤労青少年ホーム 4月6日(月)・13日(月)・20日(月)・27日(月)
☎ 62・6655 5月4日(月・祝)・11日(月)

◇安八温泉 4月1日(水)・15日(水)
☎ 64・5533 5月1日(金)・15日(金)

今月の納税

固定資産税 1期(全納)

軽自動車税 全納

水道料金 4月分

下水道使用料 4月分

※納期限(口座振替日)は4月30日(木)です。